

案

ふじのくに先端医療総合特区地域活性化方針の 一部変更に係る意見について（案）

〔 令和 8 年 月 日
総合特別区域推進本部決定 〕

総合特別区域法（平成 23 年法律第 81 号）第 32 条第 5 項の規定に基づき、別添のとおり申出のあった「ふじのくに先端医療総合特区地域活性化方針」（平成 23 年 12 月 22 日内閣総理大臣決定）の一部変更について、同条第 6 項の規定に基づき、次のとおり変更することとして差し支えない。

記

2. (1) ① iii) を次のように改める。

iii) これらの革新的ながん診断装置・診断薬等の開発に当たっては、山梨県内に立地する企業・研究機関等が保有し、現状、静岡県内で保有が見られない分野における高いものづくりの技術力を活用し、製品開発を加速化させる。さらに、静岡県内及び山梨県内に集積した企業が保有する関連技術の活用を推進する。

2. (1) ② iv) を次のように改める。

iv) AI・半導体、ロボット等技術を持つものづくり企業等の参画を一層進め、静岡県及び山梨県内に集積する企業の特徴を活かして、プログラム医療機器や手術用ロボット等、成長が見込まれる高度医療機器の開発・製造を推進するとともに、中核企業と優れた技術力を持つサプライ企業の育成・増加により、医療機器の開発・製造を推進する。

2. (1) ② iv) の次に次のように加える。

v) また、上記取組を通じた既存企業の規模拡大及び国内外からの企業立地の促進を図る。

申 出 書

令和8年1月20日

内閣総理大臣 殿

静岡県知事 鈴木康友
山梨県知事 長崎幸太郎

総合特別区域法第32条第5項の規定に基づき、平成23年12月22日付で決定され、令和3年2月24日付で変更を申し出た地域活性化方針について、次のとおり申し出ます。

- 1 申出対象とする国際競争力強化方針（地域活性化総合特区の場合は「地域活性化方針」）の名称

ふじのくに先端医療総合特区地域活性化方針

- 2 申出内容

別紙のとおり地域活性化方針を変更する。

- 3 申出理由（申出をするに至った経緯及び具体的理由）

本特区は、規制緩和や金融上の支援措置等を受けながら、がん医療の飛躍的な発展や産業クラスターの形成による地域企業の活性化と雇用創出を目標に取り組を進めてきたところである。

その結果、静岡県及び山梨県において地域企業の医療機器産業への参入増加や山梨県内への医療機器関連技術を有する企業の集積が活発化しており、本特区における取り組むべき政策課題に対し、新たに、両県に集積している企業の特徴をいかして、成長が見込まれる高度医療機器の開発、製造等に取り組んでいくことから、両県連携の下、同特区において今後取り組む解決策として当該取組に係る記載を追加する。

また、これらに資する技術を有する企業の参画を一層進めるため、令和8年4月から、関連企業等が立地する山梨県内の一部区域を新規に指定する。

新	旧
<p style="text-align: center;">ふじのくに先端医療総合特区地域活性化方針</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>平成 23 年 12 月 22 日 内閣総理大臣 決定 平成 28 年 4 月 1 日 一 部 変 更 令和 3 年 4 月 1 日 一 部 変 更 令和 8 年 4 月 1 日 一 部 変 更</p> </div> <p>1. 地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題 （略）</p> <p>2. 目標を達成するために指定地方公共団体が実施し又はその実施を促進しようとする事業に関する基本的事項</p> <p>（1）解決策</p> <p>① ゲノム医療の早期実現に向けた技術開発及びがんの超早期の診断が可能となる革新的ながん診断装置・診断薬等の開発</p> <p>i) (略)</p> <p>ii) (略)</p> <p>iii) これらの革新的ながん診断装置・診断薬等の開発に当たっては、山梨県内に立地する企業・研究機関等が保有し、現状、静岡県内で保有が見られない分野における高いものづくりの技術力を活用し、製品開発を加速化させる。<u>さらに、静岡県内及び山梨県内に集積した企業が保有する関連技術の活用を推進する。</u></p>	<p style="text-align: center;">ふじのくに先端医療総合特区地域活性化方針</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>平成 23 年 12 月 22 日 内閣総理大臣 決定 平成 28 年 4 月 1 日 一 部 変 更 令和 3 年 4 月 1 日 一 部 変 更</p> </div> <p>1. 地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題 （略）</p> <p>2. 目標を達成するために指定地方公共団体が実施し又はその実施を促進しようとする事業に関する基本的事項</p> <p>（1）解決策</p> <p>① ゲノム医療の早期実現に向けた技術開発及びがんの超早期の診断が可能となる革新的ながん診断装置・診断薬等の開発</p> <p>i) (略)</p> <p>ii) (略)</p> <p>iii) これらの革新的ながん診断装置・診断薬等の開発に当たっては、山梨県内に立地する企業・研究機関等が保有し、現状、静岡県内で保有が見られない分野における高いものづくりの技術力を活用し、製品開発を加速化させる。</p>

新	旧
<p>② 優れたものづくりの技術力を医療機器開発に活かす仕組みづくり</p> <p>i) (略)</p> <p>ii) (略)</p> <p>iii) (略)</p> <p>iv) <u>AI・半導体、ロボット等技術を持つものづくり企業等の参画を一層進め、静岡県及び山梨県内に集積する企業の特徴を活かして、プログラム医療機器や手術用ロボット等、成長が見込まれる高度医療機器の開発・製造を推進するとともに、中核企業と優れた技術力を持つサプライ企業の育成・増加により、医療機器の開発・製造を推進する。</u></p> <p>v) <u>また、上記取組を通じた既存企業の規模拡大及び国内外からの企業立地の促進を図る。</u></p> <p>(2) その他 (略)</p> <p>3. その他必要な事項 (略)</p>	<p>② 優れたものづくりの技術力を医療機器開発に活かす仕組みづくり</p> <p>i) (略)</p> <p>ii) (略)</p> <p>iii) (略)</p> <p>iv) <u>また、既存企業の規模拡大及び国内外からの企業立地の促進を図る。</u></p> <p>(2) その他 (略)</p> <p>3. その他必要な事項 (略)</p>